

おおつ障害者プラン(案)に対する意見内容と市の考え方

意見募集期間 令和5年12月8日(金)～27(水)

結果 意見提出 9名 44項目

連番	項目	項	意見の内容	市の考え方
1	近年の障害者に関するその他法整備・障害者差別解消法・合理的配慮の提供	4	合理的配慮に関して、事業者の過度な負担にならないなど曖昧な表現が多い。事業者においては、どこまで努力できるのか悩むと思う。事業者が安心できるような文言を入れた方が良い。	ご意見を踏まえ、注釈として合理的配慮の提供の定義を追記するとともに、資料編の用語解説にも掲載します。 なお、「過度な負担」の定義については、合理的配慮は基本的にケースバイケースに建設的対話(話し合いにより折り合いをつけること)によってなされるべきもので、当プランに具体的に明示することは困難であり、別途、「合理的配慮の提供事例集」を活用するなどし、周知・啓発を図っていく旨を、本プランに記載しております。
2	幼保小連携関連 (P7・10・58)	7	幼保小連携について文科省での報告などでもあるように重要である。所謂「小1プロブレム」は発達障害と特定する以前に現場での対応が重要である。本計画で具体的な課題と対策について記述してはどうか。 幼保小連絡会が私立の保育園も含むものであっても 日常的には保育園と各学区民会議・スクールガードさん等との情報共有などができていないのではないかと。 本計画冒頭(10頁)で「法の規定に基づき、障害者手帳を持っている人だけに限らず、制度や慣行を含めた社会的障壁により、日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある人全てとして、発達障害や高次脳機能障害のある人、難病患者等も含まれます。」とある。「小1プロブレム」はひとつの学校に複数の園から入学してくるので自治体も工夫が必要である。教育委員会や他の担当課の計画で明示的に課題として記載された施策があるのか 筆者には不明であるが 本計画でも注力して欲しい。 ・出典:文科省 報告から幼保小連携について https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/057/shiryo/attach/1367255.htm ・出典:文科省 幼児期の教育と小学校教育の接続について(小1プロブレム) https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/070/gijigaiyou/_icsFiles/afldfile/2010/06/11/1293215_3.pdf ・出典:日本経済新聞 2023年11月23日及び日経電子版 2023年11月24日 学校なじめない「小1問題」減へ 幼保・小学校が連携 https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE287AA0Y3A620C2000000/ ・意見の背景:日々のスクールガードの現場で小1の児童が登校困難な場面を見聞きする。発達障害と特定することなく予防的に障害のある児童や困難な状況への対策・仕組みを望む。本計画の「幼保小連絡会」以外の対応について記載してはどうか。スクールガードさんからの声もある。なお 本計画7頁に記載の関連計画以外に教育委員会の施策に依存することなく本計画での対応も検討して欲しい。「幼保小連絡会」の開催スパンや出席メンバーから小1プロブレムに対処は難しいのではないかと	ご意見については、施策推進のための参考とさせていただきます。
3	SDGs(持続可能な開発目標)の視点を踏まえた計画の推進	8	SDGs全般についての記載はあり、現在で改定中の他計画群で全く記載のないものもある中で8頁に記載されており素晴らしい。さらに踏み込んで本計画での各施策が特どの目標に関連しているかをこの頁に記載してはどうか。SDGsの目標年は2030年である。また 大津市総合計画第2期実行計画も改定の時期が近づき 各々の関連性を明確にしてはどうか。「大津市総合計画第2期実行計画 148頁～149頁のSDGsの目標の関連一覧」では 本計画の下記の施策(11個の施策)が本計画の目標群に相当する。総合計画第2期実行計画のA=26の施策については大津市の各計画群で「交通部局との連携」などとされ主体的に実行目標、施策、及び実績評価が行われずに計画改定の毎に放置されることがある。大津市総合計画第2期実行計画の施策A-26は SDGs目標11-2であることから本計画の当該箇所ではそのように記載して欲しい。障害者の「移動の自由」は障害の種類・等級等に限らず重要である。バリアフリー対策だけでは解決しない。都市計画や地域公共交通計画にも深く関連している。本計画の期間が2029年であり SDGsの達成目標2030年には解決して欲しい。 本計画のアンケート調査からそのような障害者の声がうかがえる。 大津市総合計画第2期実行計画の「施策 A群」と本計画全般が関係する目標は下記の通りである。 (A=4, 5, 6, 7, 8, 9, 12, 21, 26, 27, 及び30) 4. 高齢者の福祉・介護の充実…SDGsの目標-3, 8, 11 5. 障害者の福祉の充実…SDGsの目標-3, 8, 10, 11, 17 6. 安定した社会保障制度の運営…SDGsの目標-1, 3, 10, 11 7. 健康増進と地域医療の充実…SDGsの目標-3, 4, 17 8. 保健衛生の確保…SDGsの目標-3, 4 9. 生涯学習の推進…SDGsの目標-3 12. 人権及び平和意義の高揚と男女共同参画の推進…SDGsの目標-5, 10, 16 21. 災害に強いまちづくりの推進…SDGsの目標-1, 5, 11, 13 26. 交通ネットワークの充実…SDGsの目標-11, 17 27. 住環境の整備…SDGsの目標-11 30. 就労支援と働き方の見直し…SDGsの目標-8	ご指摘の内容について、p38からの障害者計画の7つの施策毎の見出し部分に、SDGsの関連する目標アイコンを明示します。
4	計画の期間	9	9頁の図に大津市の最上位計画の大津市総合計画第2期実行計画と第3期実行計画の計画予定期間も付記してはどうか。近々 大津市総合計画第3期実行計画に改定される。	関連計画との相関図については、p7の(3)関連計画に示させていただいているため、p9の追記は見送らせていただきます。
5	計画の対象	10	法の規定に基づき、障害者手帳を持っている人だけに限らず、制度や慣行を含めた社会的障壁により、日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある人全てとして、発達障害や高次脳機能障害のある人、難病患者等も含まれます。」とある。然るに 本計画は期間が6年間で中期的に多くの大津市の関連部署、市民、及び団体等にも情報提供・啓発できるように「概要版」を作成してはどうか。 大津市の「熱心まちづくり出前講座」では 障害福祉全般の講座はないようだが 本計画の概要版を作成し関連する講座でも活用できるのではないかと。大津市地域福祉計画や手話の講座はあるが新たに障害福祉全般か関連講座を創設して啓発してはどうか。 出典:大津市HP 熱心まちづくり出前講座 メニュー表 R5 年版 https://www.city.otsu.lg.jp/material/files/group/59/R5demadaijyesuto.pdf	本計画作成に併せて「概要版」を作成する予定です。また、3年後には、障害福祉計画及び障害児福祉計画を改定するとともに、その際にも改定時の「概要版」を作成する予定です。 また、本計画やその概要版を市ホームページに掲載することや、障害福祉課窓口等での配布に加え、市内の各障害者団体や障害福祉サービス事業所、及び大津市民生員児童委員や、大津市社会福祉協議会等に広く配布し、プランの周知・啓発に努めます。
6	計画策定への市民参加・アンケート調査結果	11	アンケート調査対象について 障害者手帳を所持する人と発達障害のある人の母集団の数等、概要を本計画書の巻末に追記してはどうか。アンケート実施については社会福祉審議会等報告されているが本計画を読む場合の参考になる。 出典:大津HP 令和5年度第1回大津市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会(開催結果:令和5年4月27日)より https://www.city.otsu.lg.jp/shisei/iinkai/fu/kekka/fukushikodomobu/55726.html	巻末の資料編にアンケート調査結果の概要を掲載します。

連番	項目	項	意見の内容	市の考え方
7	関係団体ヒアリング調査	12	何故 介護保険事業者へのヒヤリングはしなかったのでしょうか。 今回 調査の事業者で介護保険事業の指定を受けている団体もあればそのように記載した方がよい	障害者が利用できる、障害福祉サービス事業所としての指定を受けている事業所を対象にアンケート調査を実施しました。 例えば、訪問介護事業所の多くは介護保険事業所の指定も併せて受けていることが多いですが、前述のとおり、全て障害福祉サービス事業所としての指定を受けている事業所ですので、介護保険事業所の指定を受けている事業所もある旨は、記載しておりません。
8	(1)差別解消と相互理解の促進 (p13-17)	13	主な動向や取組の記述で「大津市社会福祉協議会とあんしん長寿相談所(地域包括支援センター)が連携し、助け合い・支えあい活動の充実を図るため、市内7つの保健福祉ブロックで生活支援に携わる主体同士がつながり合う協議体を設置しており、引き続き地域の課題解決に向けた取組を行いました。」とあるが①主体同士とは ②つながりあう協議体とは なにかこの頁の脚注に具体的に記載してはどうか。このままではよくわからない。 なお 17頁にも同様の記述がある。協議体や主体は広く開かれているのか クローズなものか アウトプットはなにか等 明示的に記載してはどうか	ご指摘の注釈をp17に追記させていただきます。 なお、協議体や主体は広く開かれているのかクローズなものかアウトプットはなにか等の明示については、協議体は介護保険法に基づく高齢者(高齢障害者を含む)の支援の仕組であり、当プランへの詳細な明示は控えさせていただきます。
9	(2)相談体制・情報提供の充実	15	主な動向や取組に「大津市障害福祉のしおり」を改訂しましたとある。 R5年版の冊子は秀逸でわかり易く便利である。大津市ホームページにもデジタルブックとPDFで投稿され 検索に便利である。大津市ホームページ 障害福祉のしおりの下部の「関連リンク」も便利である。 今後とも 大津市ホームページの都度更新や冊子の改版も本計画期間中 適切に実施できるよう記載して欲しい。 大津市HP「大津市障害福祉のしおり」 https://www.city.otsu.lg.jp/kenko/shogai/shiori/1394151020119.html	ご指摘の内容については、p45「2-2情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」の【基本的な施策】「1.障害特性に応じた情報提供体制の確保」の1つめの○に「障害福祉のしおりの内容を充実」や「インターネットの活用等」を記載し、主な事業に「大津市障害福祉のしおり、市ホームページの内容の更新・充実」を挙げています。
10	(3)福祉のまちづくりの推進 調査からみる現状	17	外出するときの交通手段について。。徒歩、自家用車、路線バス・電車などの割合が記載されている。障害の種類・程度別の移動手段の利用割合から 今後の支援を検討するためのデータを掲載してはどうか。コロナ禍後 介護タクシー・一般のタクシーが大津市内でも台数が減少し 予約・利用が困難になっている。障害者の社会参加を推進するためにも移動手段については具体的な市民の実態と希望を取り上げて欲しい。本計画の資料として巻末に「11頁の①アンケート調査概要」を付加してはどうか。今後 大津市の計画群(e.g.地域公共交通計画, 立地適正化計画, 高齢者福祉計画・介護保険事業計画, 都市計画マスタープラン等)を改定するときに参考となる	巻末の資料編にアンケート調査結果の概要を掲載します。
11	(3)福祉のまちづくりの推進 主な動向や取組	17	「・・・市内7つの保健福祉ブロックで生活支援に携わる主体同士がつながりあう協議体を設置しており。。取組を行いました。」とある。この協議体の概要や開催頻度・対象区域などが不明である。脚注が巻末の用語集(創設)などで解説してはどうか。少なくとも あんしん長寿相談所の所長会議は存在しないと聞いている。現時点であんしん長寿相談所では1チームが6000名対象に保健師・主任介護支援専門員・福祉士を各一人配置しているが職員割れ・多忙である。本計画で言うところの課題解決が可能かと心配する。本市の各計画群で連携となると主体は何かを本計画全般で明確にする必要がある。杞憂であるが 例えば移動手段は 多くの本市の計画群で「交通事務局と連携して」などと記載されKPIとしても緩く 市民への公共交通としての環境改善に力が入らない場合が多い。本計画での各種調査での障害者の声を真摯に取り上げて欲しい。それが福祉のまちづくりの推進であると信じる。	ご指摘の協議体の概要について、注釈を記載します。 なお、それ以外のご意見については、施策推進のための参考とさせていただきます。
12	(4)子どもの育ちに応じた支援の充実	19	主な取組の中で各年齢・通学・通園などの段階での相談体制以外に「幼・保・小連携」が必要である。そのための施策を実施しているのであればそれを記載し 有効な機能を発揮できるよう障害福祉課が主体となりすすめると記載してはどうか	「4 子どもの育ちに応じた支援の充実」については、p51～58に出生から学齢期毎の具体的な施策・事業を記載するとともに、p57には「一貫した相談支援体制の強化」として、「全ての子どもが小児期を通じて一貫性と継続性をもって相談支援を受けることができるよう、就学へのつなぎや、学齢期の相談体制の充実」に努めます。」と記載しています。今後も、それぞれの機関が連携を密に図りながら、支援してまいります。
13	(5)保健・医療の充実	23	「医療、保健、福祉制度について、障害者に、どんな医療があり、どんな保健・福祉制度があるか、周知してほしいという意見がありました。(関係団体調査)」とある。 これは大事である。困っていることを都度相談すること以外に あらかじめ このいけんのよう に 障害福祉課として冊子やネットで情報を提供する施策があれば計画の当該箇所に記載して欲しい。 そのような機能が現在無ければぜひ検討して欲しい。市役所の窓口に来なくても ネットや冊子で情報の提供が望ましい。	ご指摘の内容については、p45「2-2情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」の【基本的な施策】「1.障害特性に応じた情報提供体制の確保」の1つめの○に「障害のある人やその介護者への保健・医療・福祉の情報提供のため、「障害福祉のしおり」の内容を充実するとともに、インターネットの活用等、情報アクセシビリティを向上させ、障害のある人への情報提供サービスの充実を図ります。」と記載し、主な事業に「大津市障害福祉のしおり、市ホームページの内容の更新・充実」を挙げています。
14	9 重点的に取り組む施策	34	(3)災害時における地域の支援体制づくりの強化 以下の文言は災害時にも災害対策にも関係ないので削除して下さい。 「また、地域の中で快適な生活を送ることができるよう(中略)を引き続き進めていきます」	ご指摘のとおり削除させていただきます。
15	9 重点的に取り組む施策	34	(5)医療と福祉の綿密な連携による在宅医療の充実 この部分で精神保健福祉医療体制について「(精神科病院の)短期入院」という文言があります。私は「(できる限り入院治療に頼らない)地域対応」という文言がより良いと思います。 「入院の短期化」は病院側の取り組みだけでなく地域の精神保健福祉医療をさらに充実させないと困難です。「入院の短期化」だけを実施しても地域の受け皿がないと再入院になり意味がありません。それと「地域で暮らせる」という入院患者の理解・納得も重要です。要は「地域対応できる体制作り」が「短期入院」にも資するはずで。	ご意見を踏まえ、「早期発見、早期治療、短期入院を目指した保健医療体制の構築」を「早期発見、早期治療を目指した地域での保健医療体制の構築」に修正させていただきます。
16	9 重点的に取り組む施策	34	「障害のある人が、リハビリテーションや治療を身近な地域で受けられるよう、保健・医療サービスの充実」に努めます。」とある。現実の課題は急性期以外の医療機関やリハビリ専門病院・医院だけでなく 市内にリハビリテーションを実施可能な施設数・セラピスト数等の現状と6年後の目標値を設定してはどうか。訪問看護ステーション、障害福祉サービス事業所等の数が充足しているのか疑問である	本計画には、様々な部署が所管する事業が掲げられており、毎年、全ての事業の前年度実績と現年の進捗状況を集約の上、大津市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会に諮るとともに、市ホームページで公開しているところであり、今後も、このPDCAサイクルによる評価と見直しを行なってまいります。なお、計画の推進・進捗状況の点検・評価について、「第5部 計画の推進」として、追録しました。
17	障害者計画 施策体系図の各基本施策の通番	36	施策体系【基本施策】全19個の通番が分かりにくいので本文と同様にしてほしい。改善案(本分他は変更なし) 下記に変更案を提示する。 ・現状: 3. 福祉のまちづくり (1) 生活環境の整備 ・改善案: 3. 福祉のまちづくり 3-1 生活環境の整備 ・現状: 3. 福祉のまちづくり (2) 防災・防犯対策の自由施設 ・改善案: 3. 福祉のまちづくり 3-2 防災・防犯対策の自由施設 ・・・(当該頁 他も同様)	ご指摘のとおり修正させていただきます。
18	共生社会の実現に向けた理解・啓発の推進	38	「共生社会の実現に向けた理解・啓発の推進」内の「内部障害や難病の人等、援助や配慮を(以下略)」の文言に精神障がいや発達障がいについても明記して下さい。精神・発達障がいも外見からは分からないことが多く現にヘルプマークを活用する人もおられます。	ご意見を踏まえ、「内部障害や難病の人等」を「内部障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害・難病の人等」に修正させていただきます。

連番	項目	項	意見の内容	市の考え方
19	障害のある人への虐待の対応	40	「障害のある人への虐待の対応」内に精神科医療機関に関する文言も追加して下さい。精神科病院入院患者に対する虐待事案が報道で大きく取り上げられています。この点にもしっかり触れるべきです。	ご指摘の事案が発生することは、障害者虐待防止の観点から許されるものではありません。なお、本プランでは他の虐待(養護者虐待、施設従事者虐待、使用者虐待)についても、具体的には明示しておりませんが、精神科病院における入院患者への虐待の通報受理・事実確認・虐待認定等の対応を管轄する滋賀県障害福祉課(精神保健福祉法改正により、令和6年4月より運用開始)と適切に連携を図ってまいります。
20	権利擁護のための支援及び成年後見制度の利用促進	41	現在成年後見制度は改正の動きが出ています。現状では2026年に民法改正案をまとめて国会に提出される予定となっているようですので、「改正の動きも含めて本人や家族、支援者などに」としてはどうかでしょうか。	ご意見を踏まえ、「制度改正の動向を注視するとともに」との文言を追記させていただきます。
21	重層的な支援体制整備事業の推進	44	重層的な支援体制整備事業については、他市町で既に整備されているところもある。親の高齢化や医療との連携、貧困問題など、家族まるごと支援の事例は増えてきている。障害福祉以外との連携システムの構築は喫緊の課題だと思われるので、最後の文章の「重層的支援体制の整備を早急に進めていきます。」として欲しい。	本市では、令和5年度から重層的支援推進室を設置し、重層的支援体制整備事業の本格実施に向けた移行準備を進めているところであり、本プランには、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」の実施について記載しています。今後、事業の試行を重ねながら、本格実施ができるよう取り組んでまいります。
22	防災対策の推進	49	複数の施策が記載されている。大津市の地域防災計画では6つの地域防災圏(市民センターと消防署所管から)に紐づいている。また 大津市の7つの保健福祉ブロックと全15か所のあんしん長寿相談所で構成している。本計画での障害者に対しての施策はどのように構成されているのかが分かる図があれば掲載して欲しい。 主な事業で実施済み・可能であればそのことを記述して欲しい。	障害者に対する防災対策については、本市の地域防災計画に則って推進しています。また、本計画における障害者施策や障害福祉事業の推進に当たっては、市域全体を一体的に捉えての計画としており、ご指摘の地域防災圏や保健福祉ブロックのような、圏域分けは行なっておりません。
23	医療機関との連携強化	59	前段の二つ目の○の記述との整合性を図るため、主な事業「関係各課や医療機関並びに訪問看護ステーション、サービス提供事業所等との連携」と「サービス提供事業所」の語句を加える。	ご指摘のとおり追記させていただきます。
24	地域医療・リハビリテーションの充実	60	主な事業の下記の概要を脚注で記載して欲しい。 ・リハビリ専門職連携会議 ・地域リハビリテーションサポーター会議の開催 ・リハビリテーション相談事業 大津市内で看護師・理学療法士・ケアマネージャーなどの有資格者にこれを尋ねたが聞いたこともないとか 参加したことがないなど 周知・実践に疑問がある。 本計画により頑張って推進して欲しい。そのためにも 本計画にもう少し具体的に記載し 現状と目標値を設定してはどうか	主な事業の概要について、注釈を記載します。 計画に挙げた事業については、毎年、前年度実績と現年の進捗状況を集約の上、大津市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会に諮るとともに、市ホームページで公開しているところであり、今後も、このPDCAサイクルによる評価と見直しを行なってまいります。なお、計画の推進・進捗状況の点検・評価について、「第5部 計画の推進」として、追録しました(p107～)。
25	医療的ケアの必要な人への支援の充実	61	主な事業 ・登録喀痰吸引等事業者への参加促進 を3.4ともに加える。医療的ケアの必要な人の支援をするため	ご意見を踏まえ、「○医療的ケアに対応できる訪問介護事業所の拡充に努めます。」との文言を追記させていただきます。
26	重度障害者医療費の助成	61	「医療サービスの充実」内に「精神障害者通院医療費、重度障害者医療費の助成」とあり、身体・知的障がい者と精神障がい者で医療費助成制度が区別されています。現在は精神障がい者だけ「自立支援医療(精神通院)適用分」以外の医療費助成が一切ありませんが、滋賀県とも協議の上他の障がい者と同様に「(精神通院医療以外も含めて)保険診療分は原則助成」する制度に改めて下さい。 私はこの「区別」は「障がい間格差」そのものであり行政がこれを放置するのは問題だと感じています。それと精神障がい者の多くは収入が低く、精神通院以外を受療が困難です。この状況を変えるために早期にこの制度を改正して下さい。	ご意見については、施策推進のための参考とさせていただきます。 なお、ご指摘の、自立支援医療(精神通院)適用分以外の医療費助成に関して、令和6年4月診療分から、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、及び精神障害者保健福祉手帳2級+身体障害者手帳3級を所持し20歳に達する日の属する月の末日を経過した方のうち、一定の所得要件を満たす方について、新たに福祉医療費助成事業の対象となります。詳細は、同事業を所管する保険年金課医療助成係まで、お問い合わせください。
27	医療・相談体制の充実	62	「医療・相談体制の充実」内に「市北部の支援拠点整備」も入れて下さい。大津市内の精神保健福祉支援拠点は南部の「オアシスの郷」のみになり、堅田周辺や旧志賀町区域の人々はますます支援を受けづらくなりました。	ご意見については、施策推進のための参考とさせていただきます。
28	医療・相談体制の充実	63	「精神障害のある人の地域移行への支援」内の「精神障害のある人の社会参加を支援するため、ピア活動の充実を図ります」の部分で、ピアサポートグループの支援だけでなくピアサポート研修修了者の積極的な雇用についても取り組んで下さい。	ご意見については、施策推進のための参考とさせていただきます。
29	障害福祉サービス等の充実 (p66-68)	66	ここでも、きわめて重要な諸施策のいくつかが論じられていて有意義ではあるが、上記と同様に、サービス利用者に対し実際に関係サービスを提供する事業所およびその従業員が現在どのような課題を抱えており、それを解決するために何が必要か、そのために大津市として何ができるか、などについて具体的な記述がほとんどといていほとんど見られない。このまま推移すると、関係サービスを提供する担い手が将来的に枯渇してしまうのではないか、という危機意識も見られない(大津市に限ってはそのような心配はない、と考えておられるのであれば、ぜひともその根拠を具体的に本計画のなかで明示していただきたい)。障害福祉サービスの提供は、いうまでもなく、それに従事する数多くの事業所・従業員の積極的な参加を得てはじめて実現するものであるため、当該サービスの現場における担い手の実情、課題およびその課題解決の方向性にまで踏み込んだ「計画」をぜひ求めたい。	障害福祉サービスの提供は、数多くの事業所・従業員の積極的な参加を得てはじめて実現するのご指摘は、そのとおりであると考えています。 事業所の現状と課題の把握については、市内に事業所を開設する全法人に対し、アンケート調査を実施し(アンケート調査概要はp11に掲載)、その結果については、p13からの「調査からみる現状(事業所調査)」として掲載し、課題を抽出し、本プランの施策に出来る限り反映したところです。
30	障害福祉サービスや地域生活支援事業等の充実	67	「障害福祉サービスや地域生活支援事業等の充実」内の「障害によって生じる、移動面での制約を軽減するため…(以下略)」の部分で、路線バスや鉄道運賃の助成も検討して下さい。交通事業者との調整が必要ですが、身近に路線バスや鉄道がある人にとってはニーズがあるはずだ。	路線バスや鉄道運賃の割引については、既に様々なバス会社、鉄道会社において実施されています。割引実施の有無や対象手帳種別等は、それぞれの会社によって異なりますので、詳細は「大津市障害福祉のしおり」の「7 交通に関するサービスと割引」のページでご確認ください。なお、同じしおりは本市ホームページにもデジタルブックとPDFで掲載しております。
31	重度障害者等への支援	68	主な事業 ・登録喀痰吸引等事業者への参加促進 を4に加える。医療的ケアの必要な人の支援をするため	ご意見を踏まえ、「○重度の障害者が…(中略)…サービスを提供できるよう、「それぞれの障害特性や医療的ケアに対応できる」社会資源の整備に取り組みます。」との文言を追記させていただきます。
32	重度障害者等への支援	70	私は現在73才で知的障害のある43才の息子がおります。障害は「区分5」の重度で常に介助が必要です。日中は作業所に通っておりますが、帰宅してもすぐ外へ飛び出して行きます。車で探してドライブで時間を過ごす毎日です。車の運転が出来なくなったら自宅で世話をすることはもう不可能です。 グループホームの申し込みをしても希望者が多く入居することが出来ません。少し可能性があるかと思う所は利用料が年金ではとうてい賄えない高額であったり、先日報道されたような悪質な会社が運営している所しかありません。障害があっても大切な子供です、ただ箱物があれば良いわけではありません。営利を追求して利用者をないがしろにするような運営母体のグループホームは望みません。 しかし信頼できる福祉法人はコロナ下での施設運営で赤字を抱え、新しいグループホームを作る計画はなかなか進まず、職員の人件費にも影響が出て苦しんでいます。日一日と年を重ねる私達には待ったなしの状況です。是非、地元で信頼できる福祉法人に建設の為に手厚い援助をお願いします。入居を待ち望んでいる沢山の者達が、この住み慣れた滋賀の地で、親亡き後も安心して暮らせるように、早急にグループホームが建設されるようにお願いします。	重度の障害者が入居できるグループホームの整備は重要であり、プラン案でも、「重点的に取り組む施策」の一つとして位置づけ、p34で「重症心身障害児者や医療的ケアを必要とする人、強度行動障害を呈する人への支援の充実」として「重症心身障害者や医療的ケアを必要とする人や、強度行動障害を呈する知的障害者に対応できる生活介護等の日中の場、短期入所や住まいの場の充実」を、p35では「障害のある人や家族の高齢化に対応した支援の推進」として「障害者の親等の家族の高齢化、親亡き後を見据え、住まいの場の確保や在宅サービスなどの地域生活基盤の充実」や「障害のある人のニーズに応じて、日常生活または、社会生活を営む上での在宅サービスの量的・質的充実を図る」ことを挙げています。また、p68、p93に重度の障害者が入居できるグループホーム等の整備の促進を挙げています。また、p89には障害福祉サービス等の質の向上を挙げています。 今回頂戴のご意見も、施策推進のための参考とさせていただきます。
33	家族に対する総合的な支援	71	主な事業 ・登録喀痰吸引等事業者への参加促進 を加える。上段の○「……医療的ケア児者等)を受け入れる事業所の確保に努めます。」との記述があります。この「事業所の確保」に加えるものです。	5-1医療との連携(上記No.5)及び6-1障害福祉サービス等の充実(上記No.6)において、追記させていただくことで対応させていただきます。

連番	項目	項	意見の内容	市の考え方
34	家族に対する総合的な支援	71	「受入れる」は「受け入れる」ではないですか。(単なる脱字)	ご指摘のとおり修正させていただきます。
35	家族に対する総合的な支援	71	「保護者が障害を受け入れていくことができるよう」というのは、受け入れてからでも保護者同士の情報交換や交流は大切なので、この部分は削除して欲しい。(今は就労している保護者が多く、情報もネットで得られたりして、保護者同士の交流が希薄になってきている現状がある)	ご指摘のとおり削除させていただきます。
36	就労支援の充実	72	障害者雇用促進法の改正により。。。とあるが具体的に「2024年4月に法定雇用率が引き上げられる」に際してと 追記して積極的な施策の推進について記載してはどうか。 大津市として地元企業へ 特に精神障害者雇用について理解と協力を得るようすすめてはどうか。なお 上場企業は大津市内に3社、滋賀県内に11 社ある。協定などですすめてはどうか。本計画(案)の107頁110頁によると 障害者の数は下記の通りで各々の就労比率は筆者には不明であるが ご検討いただきたい。 R4年度 身体障害者数 15,984人 R4年度 精神障害者数 3,999人	『障害者雇用促進法の改正により、「令和6年4月からの」法定雇用率の段階的引き上げや・・・』との文言を追記させていただきます。 なお、それ以外のご意見については、施策推進のための参考とさせていただきます。
37	相談支援体制の充実・強化等	88	おおつ基幹相談ネットの図の「障害者相談支援機能強化事業所」を小さくし、「〇〇の専門支援」を大きくし、上下を入れ替えるとともに、「主な業務」を大きくした方が見やすい。	ご指摘のとおり修正させていただきます。
38	相談支援の利用見込み	94	この数字の書き方では必要な人のところに届いているのかどうか分からない。大津市は、相談員の数不足で、セルフプランの人が多く聞いているので、今、セルフプランが何パーセントで、目標値は解消できる数字になっているのか書いて欲しい。セルフプランの人をできる限り計画相談にできるようにしていきたいといった大津市の考えも含めて書いて欲しい。	必要量見込については、国の指針に基づき、この間の利用実績や伸び率等を勘案の上、算出しています。 セルフプランの解消を図ることは重要であると考えており、p43「2-1相談体制の充実」の【基本的な施策】「1相談体制の充実」において、「サービス等計画の作成ニーズに応えセルフプランの解消を図るため、相談支援専門員の充実を図ります。」と記載するとともに、p81「3地域生活支援拠点等が有する機能の充実」の項にも、「相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を必要とする対象者に、担当相談支援専門員による計画が作成され、適宜、生活状況に合わせた見直し等が行われていくように、指定特定相談支援事業所に対する継続的な支援を行い、セルフプランの解消を図っていくことが必要です。」と記載しています。
39	地域生活支援事業の見込み	100	放課後等デイサービスの見込み量はどんどん増えている。18歳になり放課後等デイサービスを卒業した後は、日中一時を利用すると思われるのに、なぜ少ししか増やしていないのか。地域生活支援事業なのであまり増やせないのなら、2つ目の〇の「地域資源を活用し」と言う言葉をもう少し具体的に書いてもらわないと、考え方が分からない。一例え2つめの〇の文章を、「日中一時支援事業の受け入れ事業所の増加により、利用者は増加傾向で推移しています。今後、保護者の就労支援も含め、成人期の障害者の夕方の居場所が必要であるため、委託事業所の拡充に努めるとともに、他の制度の活用も含めて可能な限り利用者の身近な地域で・・・」とした方がわかりやすいと思います。	必要量見込については、国の指針に基づき、この間の利用実績や伸び率等を勘案の上、算出しています。 国において令和6年度の障害福祉サービス費報酬改訂に向けて、障害福祉サービス事業所の延長支援等についても議論されることとあり、居場所の確保については、国の動向も注視する必要があると考えます。文言については、ご意見を踏まえ、『② 2つめの〇日中一時・・・(中略)・・・今後も、「保護者の就労支援も含め、成人期の障害者の平日夕方や休日の居場所の一つとして、」日中一時支援事業が必要な障害のある人のニーズに対応するため、委託事業所の拡充に努めるとともに、「様々な」地域資源を活用し、可能な限り利用者の身近な地域でサービスが受けられるようサービス提供体制の充実を図ります。』との文言を追記させていただきます。
40	地域生活支援事業の見込み	101	(2) 社会参加促進事業の「自動車運転免許取得費助成事業」は身体障がい者だけでなく他の障がい者も利用できるようにして下さい。他の障がい者にも運転に支障がない人がいることと、運転免許取得で社会参加や就労につながるためです。	本事業は、身体障害に伴う自動車改造(例:下肢障害があり手でブレーキをかける改造をする等)に対応した、自動車免許取得時の教習内容等のかかり増し経費を助成することを目的とした事業であるため、現在のところ他の障害種別の方への対象拡大は検討しておりません。
41	障害児福祉計画・成果目標の設定	104	「ペアレントメンター」の用語の説明をつけた方が良い。	ご意見を踏まえ、注釈として追記するとともに、資料編の用語解説にも掲載します。
42	障害児福祉サービスの利用見込み	106	「重度障害児が受け入れてもらえない現状がある。」と言う文章をはじめに入れて欲しい。	ご意見を踏まえ、『②見込量確保の方策 ○今後も・・・(中略)・・・特に、「重度障害に対応できる事業所等が少ないことから、医療的ケア児や・・・』との文言を追記させていただきます。
43	参考資料 1. 障害のある人の人数の推移 (p107-112)	107	様々な障害を持つ方々が私たちの大津市でどれだけおられるのかを、手帳交付実績などを通じて実数値として明らかにされており、本計画を論じる大前提として不可欠のデータが提供されていることは、当然とはいえ大変意義深い。他方で、それだけの関係サービス利用者・利用希望者の方々に実際のサービスを届ける事業所およびその従業員の数に関する数量的データが全く示されていないのはなぜなのか。全国的に介護・支援従事者の減少・不足が問題となり、当方が働く事業所でも新たな働き手がなかなか得られない、という現実があるなかで、大津市における関係サービスを提供できる人材は充足しているのか、不足しているのか、不足しているとしたらどれだけ足りないのか、またその不足を解消するためにどのような施策が行われているのか、求められているのか、などを明らかにしてはじめて、実効ある「計画」になるのではないかと。	ご指摘のとおり、当事者のニーズに沿った障害福祉サービス等事業所の整備については、重要であると考えています。紙面の関係上、市内のサービス事業所の一覧を掲載することは困難ですが、本市ホームページでは事業所一覧を公開しております。 一方で、近隣市等の事業所を含め、市外の事業所を利用されている方も多くおられます。そのことから、本プランにおいては、「第3部 障害福祉計画」及び「第4部 障害児福祉計画」において、国の指針に基づき、この間の利用実績や伸び率等を勘案の上、今後の各種サービス等の必要量見込を算出しています。また、障害福祉人材の確保・定着について、障害者計画のp69「基本的な施策」として記載しています。
44		全般	本計画で記載されている団体・組織、会議体、サービス名、重要な用語等について用語集を追加して欲しい。本計画は6年間の計画であり障害福祉関連以外の関係者にも周知して令聞するためにもわかり易い計画書にしてほしい。類似語や当該分野固有の表現か固有の用語がわかりにくいものも多い。 ご参考として 本市の関連計画「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」ではかなり丁寧に列挙してわかり易く記載されている。今から作成するのが大変なら 主の者だけでも 或いは 必要なところに脚注を付記してはどうか	巻末の資料編に用語解説を掲載します。